

# 令和3年第1回片品村議会定例会会議録第1号

## 議事日程 第1号

令和3年3月4日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 片品村学校給食センター設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第15 議案第12号 第4次片品村総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第16 議案第13号 村道路線の廃止について
- 日程第17 議案第14号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第15号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第16号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第17号 指定管理者の指定について
- 日程第21 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第22 同意第 1号 片品村教育委員会委員の任命について

- 日程第23 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第25 議案第19号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について
- 日程第26 議案第20号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
について
- 日程第27 議案第21号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）につ  
いて
- 日程第28 議案第22号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）  
について
- 日程第29 議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
について
- 日程第30 議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算について
- 日程第31 議案第25号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第26号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第27号 令和3年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第28号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第35 議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第 5 議案第 2号 片品村学校給食センター設置及び運営に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 8 議案第 5号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定  
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第11 議案第 8号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第15 議案第12号 第4次片品村総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第16 議案第13号 村道路線の廃止について
- 日程第17 議案第14号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第15号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第16号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第17号 指定管理者の指定について  
(日程第17から日程第20まで一括上程)
- 日程第21 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第22 同意第 1号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第23 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第25 議案第19号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第26 議案第20号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第27 議案第21号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第28 議案第22号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第29 議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について  
(日程第24から日程第29まで一括上程)
- 日程第30 議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算について
- 日程第31 議案第25号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第26号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第27号 令和3年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第28号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第35 議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について  
(日程第30から日程第35まで一括上程)

会議録1号用紙

片品村議会会議録				第 1 日
令和 3 年 3 月 4 日				
出席議員 12 名		欠席議員 名		欠員 名
第 1 番	萩原和典			(出席)
第 2 番	狩野孝夫			(出席)
第 3 番	鹿野一郎			(出席)
第 4 番	星野栄二			(出席)
第 5 番	北澤佳子			(出席)
第 6 番	星野吉弥			(出席)
第 7 番	千明勉			(出席)
第 8 番	後藤眞平			(出席)
第 9 番	萩原正信			(出席)
第 10 番	高山悦夫			(出席)
第 11 番	千明道太			(出席)
第 12 番	飯塚美明			(出席)

説明のために出席した者の職氏名

---

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	萩 原 明 富
総 務 課 長	桑 原 信 一
住 民 課 長	武 藤 秀 文
保 健 福 祉 課 長	川 田 貴 広
農 林 建 設 課 長	倉 田 秀 和
むらづくり観光課長	狩 野 久 良
教育委員会事務局長	梅 澤 康 明
給食センター所長	須 藤 育 美
会 計 管 理 者	原 澤 博 美

事務局職員出席者

---

事 務 局 長	戸 丸 権 次
係 長	小 林 由 里

議長（星野栄二君） ただいまから、令和3年第1回片品村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

午前10時10分 開会

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野栄二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 北澤佳子君及び6番  
星野吉弥君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（星野栄二君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から3月12日までの9日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日から3月12日までの9日間に決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

議長（星野栄二君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定によ  
り、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しました。  
次に、去る3月1日に片品村教育委員会から教育委員会の点検・評価報告書が提出され  
ましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。  
これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条 例について

議長（星野栄二君） 日程第4、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条  
例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。  
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村が職員を派遣することができる団体に片品村商工会を加えるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和3年4月1日からの施行とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第2号 片品村学校給食センター設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第5、議案第2号 片品村学校給食センター設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第2号 片品村学校給食センター設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、条例の引用する法律を地方教育行政の組織及び運営に関する法律に統一し、法律との整合性を図るため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、第1条の条文から「学校給食法」の記載を削除するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）



議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村学校給食センター設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村学校給食センター設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第3号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第6、議案第3号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第3号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、任命する委員の役職名の変更等に伴い、該当する条文の改正をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第7、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正す

る条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、群馬県福祉医療費補助金交付要綱等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、重度心身障害者医療費助成の見直し及びオンライン資格確認等の実施に伴う定義等の追加、また、母子及び父子家庭医療費助成に係る所得制限を廃止するための改正でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長、川田貴広君。

**保健福祉課長（川田貴広君）** はい、保健福祉課長。

**議長（星野栄二君）** 保健福祉課長。

**保健福祉課長（川田貴広君）**

（詳細説明）

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第5号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第8、議案第5号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(星野栄二君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議案第5号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、3年に1度の介護報酬に係る改定と併せて、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた、虐待の防止、感染症の予防及び蔓延防止等の規定を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和3年4月1日とし、第16条第21号の規定については、施行期日を令和3年10月1日と定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第6号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について

**議長（星野栄二君）** 日程第9、議案第6号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（星野栄二君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長（梅澤志洋君）** 議案第6号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の改正及び第8期介護保険事業計画に基づき、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、保険料の算定の基礎に用いる計算方法の変更、保険料の据置き及び低所得者への介護保険料軽減措置の継続でございます。

附則につきましては、施行期日を令和3年4月1日と定めるものでございます。  
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。  
これから、議案第6号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第6号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第7号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

**議長（星野栄二君）** 日程第10、議案第7号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。  
(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 議案第7号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、3年に1度の介護報酬に係る改定と併せて、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた、虐待の防止、感染症の予防及び蔓延防止等の規定を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和3年4月1日と定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第8号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

**議長(星野栄二君)** 日程第11、議案第8号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長(梅澤志洋君)** 議長。

**議長(星野栄二君)** 村長。

**村長(梅澤志洋君)** 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長(梅澤志洋君)** 議案第8号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、3年に1度の介護報酬に係る改定と併せて、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた、虐待の防止、感染症の予防及び蔓延防止等の規定を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和3年4月1日と定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長(星野栄二君)** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。



質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長(星野栄二君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長(星野栄二君)** これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第12 議案第9号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

**議長(星野栄二君)** 日程第12、議案第9号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長(梅澤志洋君)** 議長。

**議長(星野栄二君)** 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第9号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、3年に1度の介護報酬に係る改定と併せて、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた、虐待の防止、感染症の予防及び蔓延防止等の規定を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和3年4月1日と定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第13 議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について**

**議長（星野栄二君）** 日程第13、議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（星野栄二君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

**村長（梅澤志洋君）** 議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、県の要綱改正に伴い、利用者の返済期間軽減のための対策として、融資の借換え制度を引き続き1年間利用できるように、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和3年4月1日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について**

**議長（星野栄二君）** 日程第14、議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（星野栄二君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長（梅澤志洋君）** 議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和3年4月1日から、沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西吾妻環境衛生施設組合、邑楽館林医療事務組合、西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境施設組合が、令和3年12月24日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入し、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において、準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第12号 第4次片品村総合計画後期基本計画の策定について

**議長（星野栄二君）** 日程第15、議案第12号 第4次片品村総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（星野栄二君）** 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。  
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第12号 第4次片品村総合計画後期基本計画の策定について、提案の説明を申し上げます。

片品村議会の議決すべき事件を定める条例により、片品村における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を実現させるため、第4次片品村総合計画後期基本計画を策定したので、議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。  
むらづくり観光課長、狩野久良君。

むらづくり観光課長（狩野久良君） はい、むらづくり観光課長。

議長（星野栄二君） むらづくり観光課長。

むらづくり観光課長（狩野久良君）  
（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、議案第12号 第4次片品村総合計画後期基本計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 第4次片品村総合計画後期基本計画の策定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第13号 村道路線の廃止について

**議長(星野栄二君)** 日程第16、議案第13号 村道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長(梅澤志洋君)** 議長。

**議長(星野栄二君)** 村長。

**村長(梅澤志洋君)** 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長(梅澤志洋君)** 議案第13号 村道路線の廃止について、提案の説明を申し上げます。

鎌田字村山地内、中学校北側において、村道認定されている1路線、8070号線については、村道としての機能が現在はありませんので、路線廃止をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**議長(星野栄二君)** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第13号 村道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 村道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第14号 指定管理者の指定について

日程第18 議案第15号 指定管理者の指定について

日程第19 議案第16号 指定管理者の指定について

日程第20 議案第17号 指定管理者の指定について

議長(星野栄二君) 日程第17、議案第14号 指定管理者の指定についてから、日程第20、議案第17号 指定管理者の指定についてまでの以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(星野栄二君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議案第14号から議案第17号の指定管理者の指定について、一括して提案の説明を申し上げます。

議案第14号、花の駅片品、道の駅尾瀬かたしな及び寄居山温泉センターについては、片品村振興公社株式会社を指定管理者としてお願いしていますが、3月末で期間満了となるため、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、片品村振興公社株式会社に指定管理者の指定をお願いするものでございます。



議案第15号、片品村並木運動広場、片品村戸倉地区公園、片品村尾瀬ぷらり館及び戸倉運動広場については、戸倉区を指定管理者としてお願いしていますが、3月末で期間満了となるため、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、戸倉区に指定管理者の指定をお願いするものでございます。

議案第16号、片品村宮武尊牧場観光施設については、武尊山観光開発株式会社を指定管理者としてお願いしていますが、3月末で期間満了となるため、引き続き同社を指定管理者の候補として協議を進めてまいりました。

武尊山観光開発株式会社につきましては、本施設のほかに、スノーパル・オグナほたか、宝台樹スキー場などの公営観光施設の運営実績があることから、引き続き指定管理者の指定をお願いし、期間については、スノーパル・オグナほたかの満了に併せて、令和3年4月1日から令和4年9月30日までの1年6か月とするものでございます。

議案第17号、片品村住民センター及び尾瀬大橋公園については、鎌田区を指定管理者としてお願いしていますが、3月末で期間満了となるため、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、鎌田区に指定管理者の指定をお願いするものでございます。

以上4議案について一括説明をさせていただきましたが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第14号 指定管理者の指定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、議案第14号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

議長（星野栄二君） これから、議案第15号 指定管理者の指定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第15号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

議長（星野栄二君） これから、議案第16号 指定管理者の指定についてを、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第16号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

議長（星野栄二君） これから、議案第17号 指定管理者の指定についてを、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第17号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（星野栄二君） 日程第21、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

これは、令和2年度片品村一般会計補正予算（第7号）を専決処分したことにより、承認を求めるものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ886万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,124万9,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金の増額で、歳出につきましては、衛生費の増額であります。

補正の内容は、国の全額負担による新型コロナウイルス予防接種事業として、可能な限り速やかに新型コロナウイルスワクチンの接種を行うための予算措置であります。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について

**議長（星野栄二君）** 日程第22、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。  
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。  
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

現委員、桑原邦明氏の任期が令和3年3月31日に満了となるため、その後任に大竹光一氏をお願いするものです。

大竹光一氏は、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思いますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（星野栄二君） 日程第23、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

現委員、星野トミ江氏の任期が令和3年6月30日で満了となるため、引き続き星野トミ江氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、推薦に当たりましては、75歳未満であること、人格識見等が推薦基準に適合しておりますので、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

- 
- 日程第24 議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算（第8号）について  
日程第25 議案第19号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第26 議案第20号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について  
日程第27 議案第21号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
日程第28 議案第22号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について  
日程第29 議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議長（星野栄二君） 日程第24、議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算（第8号）についてから、日程第29、議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。  
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算（第8号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,586万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,711万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税、国庫支出金、財産収入の増額、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、寄附金、諸収入、村債の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費の増額、議会費、民生費、衛生費、教育費、公債費の減額であります。

主な補正の内容は、国から支出される新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の第3次補正に関連する項目の増額、令和3年度に向けて、村独自の新型コロナウイルス感染症対策事業等に充てるための財政調整基金への積立金の増額、各種事業の完了とそれに伴う補助金等の額の確定による減額調整であります。

繰越明許費につきましては、新型コロナウイルス予防接種事業、細工屋橋橋梁耐震・耐荷補修工事、観光・シティープロモーション活動事業、片中校庭夜間照明LED改修工事等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第19号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,262万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,621万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金の減額及び繰入金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、保健事業費の減額及び諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第20号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,117万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,200万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金の増額、村債の減額であります。

歳出につきましては、総務費及び施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。



い申し上げます。

議案第21号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,733万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,207万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金及び国庫支出金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,772万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,060万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金を増額、村債の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び施設費の減額であります。

また、繰越明許費につきましては、北部浄化センター増設実施設計業務、北部浄化センター一線道路改良工事、下水道処理区マンホール蓋交換工事でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,197万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金、繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 議案第18号から議案第23号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

日程第30 議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算について

日程第31 議案第25号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第32 議案第26号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

日程第33 議案第27号 令和3年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第34 議案第28号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計予算について

日程第35 議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（星野栄二君） 日程第30、議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算についてから、日程第35、議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,100万円にお願いするものでございます。前年度の当初予算と比較すると、200万円、0.06%の減額であります。

令和3年度の主要事業につきましては、自主自立のむらづくりのため、観光交流人口増加を目的として、道の駅を活用しながら、OZEかたしなアカペラファンタジーFes、名物料理及び加工品開発PR事業、国際観光交流推進事業を実施します。

また、誰もが安心して暮らせるよう、国の指示の下、群馬県の協力を受け、迅速に新型コロナウイルス予防接種を実施します。沼田利根医師会に協力を要請し、村民に対し、順次ワクチンの接種を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に努めます。

教育文化面では、次代を担う中学生を海外に派遣する事業を実施し、外国の自然や文化、社会に触れ、生徒たちの国際理解や国際感覚の基礎を培い、人間力の向上を図ります。

なお、この事業は、令和2年度は中止となったため、令和3年度においては、中学2年生と中学3年生の2学年を派遣対象といたします。

農業振興においては、農業者の労働環境改善施策として、農作業の重い荷物を持ち上げるときや中腰姿勢を保つときなどの腰の負担を軽減するため、アシストスーツを購入する農業者に上限7万円の補助を行うことといたします。

村道の維持補修や橋梁の長寿命化対策では、老朽化した細工屋橋修繕工事を継続して行っていきたいと考えております。

観光振興の面では、観光施設の整備事業として、越本ミズバショウの森に獣害防護柵を

設置し、鹿などの食害により、ミズバショウが激減する前に保護を行います。

なお、令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、予防接種事業等一部を除き、当初予算には計上してありません。これは、感染症の状況が刻々と変化しているためであり、必要が生じた段階で補正予算で対応する考えであります。議員の皆様にもお諮りしながら、効果的な対策事業を実施できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の不安の中で、先が見通せない大変厳しい社会状況の下、限られた予算の中ではありますが、各地区からの要望事項にも配慮させていただきながら、これからも常に行財政改革を推進し、健全な財政運営に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議案第25号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,971万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議案第26号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,530万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料、繰入金、村債であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、施設費、公債費であります。

主な事業は、御座入地区の水道本管布設替え工事、鎌田地区の既存施設の改修工事、公営企業会計適用委託業務等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議案第27号 令和3年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億526万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金、国庫支出金及び保険料であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議案第28号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,563万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものは、村債、国庫支出金、繰入金、使用料であります。

歳出の主なものは、建設費、施設費、公債費であります。

主な事業は、北部浄化センターし尿・浄化槽汚泥受入れによる下水処理施設増設工事、公営企業会計適用委託業務等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,415万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料、繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、総務費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 議案第24号から議案第29号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

**議長（星野栄二君）** 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時11分 散会